(一) 第1124号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　(毎月二回1日、16日)　1980年2月1日（金）

上村裁判 決意こめ和解へ

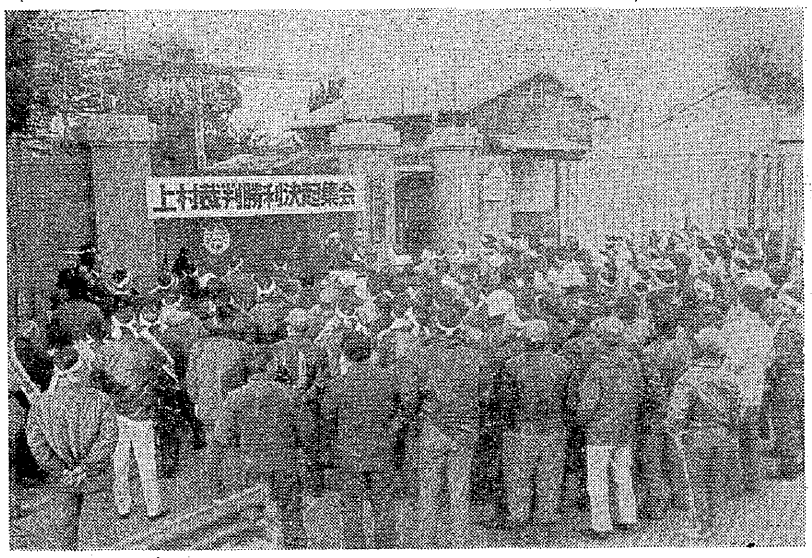

この集会に、上村裁判への決意が……。

執行部提案を承認

中央委員会は、一月二十四日三川指導部で開かれた。八日の中央委員会を通じ、執行部からすでにしての態度を、職場での討議を経たあと、いよいよ三池労組として最後にきめるためだった。その結果、福岡高等裁判所から、昨年十一月十六日に、同裁判公判で出された勧告を受けいれ、「和解に応ずる」との方針をきめた。今後を注目しよう。

方針案（大衆討議資料）は、前回の中央委員会と同時に、ビラをもって全組合員に配っており、改めてその経過の詳細について述べることは避けるが、執行部が提案した「態度」は、おうよそ次の通りである。

「総評・炭労と統一して闘ってきた上村裁判は、一審で全面勝利を獲得した。この判決は、労災闘争を前進させるうえからも、ぜひ残すべきである。提示された損害賠償金は、三井の果たすべき責任上からも当然だったし、現行労災法を打破し、生命の尊厳を認めさせる闘いで、一定の成果をあげた。そしてこの際総評弁護団、総評、炭労の意向を尊重し、和解勧告に応じる。三池大災害裁判と三池労組の機構改革をめぐる問題についても、中央委員会は、執行部との経過報告を了承した。執行部とは、次のように語った。

裁判公判日程

大災害裁判公判　二月八日午前十時、福岡地裁で。遺族の証言が続く。（なお前号で開廷時刻を午後一時としたのは誤りでした）

九・二八　坑内火災裁判公判　ただ今のところ未定。

上村裁判公判　三月二十六日福岡高裁で判決予定のところ、和解勧告が出されたため、その後の推移を注目していこう。

あくまで主張貫ぬく

命守る職場闘争強める

中央委員会

三池大災害の資本責任を追及する三大裁判の一つ、九・二八坑内火災を裁く上村裁判について、先に福岡高裁から〝和解〟の勧告が出されたことは知られているが、すでに職場討議を終え、このほど開かれた三池労組の中央委員会は、「あくまで同裁判に託された主張や条件をつらぬき、さらに命を守る反合理化闘争を職場から強めながら、他の二つの裁判闘争を闘い抜く」決意を新たに、和解勧告に応ずることをきめた。

ぜひ守らなければならぬ
第一審判決の意義

述べるまでもなく上村裁判は、昭和四十二年九月二十八日、再び三川鉱で起きた重大災害（自然発火による坑内火災）の資本責任を追及する裁判である。

そのとき七人の坑内労働者が命を奪われ、多数のCO患者をつくり出したが、七人の死亡者のなかに上村孝知さんという三池労組員があった。

裁判は、「労働災害殉職者損害賠償請求事件」、として、その翌——四十三年三月二十二日、三人の遺族（妻の京子さん、遺児の幸枝さん、母のハジメさん）を原告に、福岡地方裁判所に提訴。上村裁判の略称があるのはそこからであるが、この裁判は五十年三月一日の判決で、原告の全面勝利となった。ところが、責任者である三井鉱山は判決を踏みにじって即時控訴、今日にいたったもの。

この裁判の意義について、蛯谷総評常任幹事はさきの中央委員会で、次のように語った。

蛯谷常幹発言

「当時すでに、労災法の抜本的改正を求める声が高まっていた。そのときたまたま、坑内火災による重大災害が三池で発生、遺族の今後の生活が心痛された。その頃の損害補償はといえば、交通災害が三百万円、民間産業で百万円、炭労は八十万円、中小企業にいたっては二～三万円というところだった。労災法の改正は、切実な課題だった。

そこで、三池の問題、その遺族の救済は、いわば一企業、一単組のことでなく、総労働対総資本の立場に立って考えるべき問題だ、との認識から、総評の運動として裁判を起すことがきまった。さいわい炭労・三池、それに原告皆さんの理解が得られ、法廷闘争をすすめることができた。

その結果、すでに第一審の判決で目的はつらぬかれ、一応の遺族の補償もそれにもとずき確認されている。

このとき控訴審で和解勧告が出されたが、現実は高裁—最高裁とすすむにつれ、審理はさらに三～五年と続く。しかも上級審にゆくほど反動が露骨になってきており果たしてどんな判決が待つか保障できぬ。

それに、意義の大きい第一審の判決は守られなければならず、それらのことから和解に応ずる道を選ぶこととなった。主張を、それによってつらぬこう」

九・二八坑内火災裁判は、なお今後長く続くだろうが、全力をもっておし進める。なお、三井鉱山の災害責任追及と、遺族・CO被災者の諸要求を獲得するCO闘争はこの際さらに強化し、あくまで命と権利を守る闘いとして推進する」

結果として、右要旨の執行部提案態度が認められたわけである。

職場から反合闘争強めよう

中央委員会には、とくにその重要性から、えび谷武弘・総評常任幹事と松橋茂・炭労副委員長も出席、討議に参加した。

討論で、各委員はそれぞれの職場での討議の経過を伝えたが、多くが和解の勧告を受けいれることをきめたものだった。

だが、討議自体に困難さがあったこと、なお疑問が残ること、さらに和解には反対すべきだ、などの報告や意見があったことを思えば、和解をすすめるうえで、それらの報告や意見などのなかをつらぬく思いを大切にする配慮が忘れられてはなるまい。

例えば、和解反対の意志表明の一つに次の要旨の発言があった。

「山野災害裁判では、原告団は二十人の弁護士にささえられ、闘争資金を自らつくり出しながら闘っている。それこそが、今問われている問題だ。坑内火災は、三井資本の利潤追求、合理化強行によって起きた事実を基本認識とすべきで、三池労組は従来不調印によって常に闘いを残してきたのもそのためだ。裁判所が出してきた和解勧告の背景にあるものは、これからいっそう強く合理化をすすめようと、この際紛争を断つことをめざす資本の意図である。まして大災害裁判、九・二八坑内火災裁判への波及を思えば、和解に反対せざるを得ない」

ほかの意見は省略するが、中央委員は改めて、本来の命を守る反合理化闘争・CO闘争を職場から強めることの意義を再確認した。

決定通りの推進を
機構改革経過も了承

三池書記労組の先のハンストにしては、「当然ながら機関決定に忠実に、組合民主主義を厳守しながら、誠意をもって推進する」ことを心がけている。

生活環境など改善へ
福利・厚生闘争を取り組む

三池労組は、困難な情勢のなかながら、炭鉱労働者の生活・労働条件の改善をめざす労働協約、福利・厚生に関する要求をまとめる準備にはいった。

福利・厚生に関する生活にとっての諸条件が、昨年会社の手によって、要求と逆に三〇%ほども切り下げられた事実を思えば、生活改善をめざす要求はことのほか重大問題となっており、職場の真剣な討議がのぞまれる。

とりあえず執行部の手もとでとりまとめた労協、福利・厚生要求案は全体で三十四項にのぼるが、次はその一部である。

▼要求案の内容

——坑内温度は三十度以下とせよ。二十八度以上で作業を行う場合は、高温手当を支給せよ。三十二度以上の箇所では、作業を中止せよ。（職場環境関係）

——諸休暇の取り扱いは、すべて健保日額の一〇〇%とせよ。つわり休暇・産前産後の休暇は、希望通り与えよ。

——諸作業用工具や器材の坑内持ち降り・持ち昇りの運搬は、運搬手当を支給せよ。

——通勤手当は、全額実費負担せよ。

——公傷患者は、定年まで解雇しないこと。（以上は、労協・労働条件関係）

——一般管繰予算、および福利管繰予算は五〇%増額せよ。

——持ち家制度の改善。

——南新開に、公衆電話を設置せよ。（以上は福利・厚生関係）

ほかは省略するが、要求案の内容は以上のように、きわめて重要なものとなっている。

おねがい

部落解放運動の指導者—松本治一郎氏の、三池闘争のときの写真を探しております。お持ちの方はぜひお貸しいただきたいと思います。編集部—小崎までご連絡ください。

おわび

やむを得ない事情のために、遺憾ながら本紙前号は発行できませんでした。以後は継続発行のため精いっぱいがんばりますので、いっそうのご力添えをお願いいたします。

——編集部

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話(53)3033番
(53)3034
編集兼発行人 前川哲也
半年間1,200円　送料共